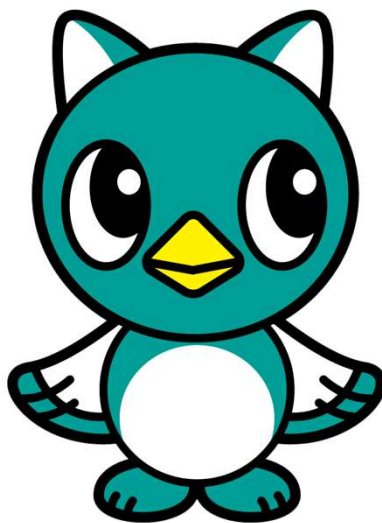


令和8年7月1日改定

住居確保給付金のしおり (家賃補助)

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金のご案内～



八千代市キャラクター「やっち」

目 次

①住居確保給付金とは -----	P.1
②住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります----	P.1
③住宅の初期費用及び生活費が必要な方は -----	P.3
④住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は -----	P.3
⑤住居確保給付金の申請をするために必要なもの -----	P.4
⑥住居確保給付金の申請から決定まで	
(1) 住宅を喪失している方の場合 -----	P.4
(2) 住宅を喪失するおそれのある方の場合 -----	P.7
⑦住居確保給付金受給中の求職活動等（義務）-----	P.8
⑧受給中に常用就職した場合は届出が必要です -----	P.8
⑨一定の要件を満たせば延長が可能です -----	P.9
⑩支給額を変更できる場合があります -----	P.9
⑪住居確保給付金を中止する場合があります -----	P.9
⑫住居確保給付金の再支給について -----	P.10
⑬住居確保給付金を徴収する場合があります -----	P.10

①住居確保給付金とは

離職または自営業の廃止等により、経済的に困窮し、住居を喪失した方又は喪失するおそれのある方を対象として家賃相当分の給付金を支給するとともに、「生活・仕事・自立相談窓口しえん（自立相談支援機関）」による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。※以下「しえん」とする。

・支給額：下記①を上限とし、家賃の実費分（管理費、共益費等を除く。）を支給
ただし、世帯の収入が一定額以上の場合は、②の式により算出した額を支給（100円未満切上）

①上限額・・・ア 単身世帯：41,000円 イ 2人世帯：49,000円
ウ 3～5人世帯 53,000円 エ 6人世帯 57,000円

②世帯の収入が一定額以上の場合の支給額・・・

支給額＝家賃額（①の額が上限）－（月の世帯の収入合計額－基準額※）

※基準額は、世帯の人数に応じ次の表のとおり。7人以上の世帯の基準額は、必要に応じお問い合わせください。

世帯人数	基 準 額
1人	89,000円
2人	131,000円
3人	157,000円
4人	194,000円
5人	232,000円
6人	269,000円

・支給期間：原則3か月（一定の条件により3か月間の2回の延長が可能）

・支給方法：大家、不動産媒介業者等へ代理納付

②住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

① 離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある。

② イ）申請日において、離職等の日から2年以内である。ただし、当該期間に疾病、負傷、育児等の事情により引き続き30日以内求職活動を行うことができなかった場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を2年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。

ロ）就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が本人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、本人の就労の状況が離職または廃業の場合と同等程度の状況にある。

- ③ イ) 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していた。
 ロ) 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している。
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	基準額		収入基準額
1人	89,000円	＋ 家賃額 (ただし 単身世帯41,000円 2人世帯49,000円 3～5人世帯53,000円 6人世帯57,000円 が上限)	130,000円
2人	131,000円		180,000円
3人	157,000円		210,000円
4人	194,000円		247,000円
5人	232,000円		285,000円
6人	269,000円		326,000円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産
1人	534,000円
2人	786,000円
3人	942,000円
4人以上	1,000,000円

- ⑥ 公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、上記②ロ)に該当する者であって、自立に向けた活動を行うことが、自立の促進に資すると認める場合は、申請日の属する月から起算して3か月間（延長した場合には6月間）に限り、当該活動を行うことをもって、求職活動に代えることができる。
- ⑦ 自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

③住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。

※生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

- 1) 住宅入居費：40万円以内
- 2) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（単身/15万円以内）
貸付期間 原則3か月 最長1年間
- 3) 一時生活再建費：60万円以内

原則3か月

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てない場合は年1.5%

④住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は

住宅を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付けを活用することができます。

※臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付（10万円以内）

※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

⑤住居確保給付金の申請をするために必要なもの

申請事由によって必要な書類が異なるため、事前に相談を行ってください。
下記以外にも状況によって、必要な書類が追加となる場合があります。

- ① 住居確保給付金支給申請書等
- ② 本人確認書類（次のいずれかの写し）
運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、各健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本、在留カード等
- ③ 離職後2年以内の者であることが確認できる書類の写し
- ④ 求職番号が分かるもの
- ⑤ 収入を得る機会が本人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、離職又は廃業の場合と同程度の状況にあることを確認できる書類
- ⑥ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し
- ⑦ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の全ての金融機関の通帳等の写し（申請日に記帳もしくは申請日時点の情報に更新したもの）
- ⑧ 賃貸住宅の賃貸借契約書
- ⑨ 自立に向けた活動計画

⑥住居確保給付金の申請から決定まで

（１）住宅を喪失している方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- ・ 必要書類を添えて、申請書を「しえん」（自立相談支援機関）に提出します。
- ・ 申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」が交付されます。
- ・ 住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、市社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、臨時特例つなぎ資金の借入れ申込みを行うことができます。

◆ 入居予定住宅の確保

- ・ 不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該不動産業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。

原則として、賃貸住宅を探す範囲は申請書を提出した八千代市の地域内です。家賃額は支給上限額以下のものに限りです。

- ・ 敷金・礼金などの入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合はその旨不動産業者等に伝えて下さい。
- ・ 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。
- ・ 住居確保給付金の支給額は月額家賃相当分となります。初期費用、共益費、管理費等は対象外ですので、ご自身でお支払い頂くことになります。あらかじめお支払い方法などをご相談いただくとスムーズです。また、家賃額の一部支給の場合も実家賃との差額はご自身でお支払い頂くことになります。なお、申請月以降に支払うべき家賃に充てるものであり、滞納した家賃へ充当することはできません。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- ・ 不動産業者等から記載・交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を、「しえん」（自立相談支援機関）に提出してください。

◆ 住居確保給付金の審査

- ・ 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。
- ・ 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。
- ・ 「住居確保給付金支給対象者証明書」の交付にあわせて、「住宅確保報告書」が交付されます。

◆ 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- ・ 敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方は、市社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し及び「住居確保給付金支給対象者証明書」の写しを提出して、総合支援資金貸付(住宅入居費)の借入れ申込みが可能です。
- ・ 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、あわせて社会福祉協議会に総合支援資金貸付（生活支援費）の借入れ申込みが可能です。

◆ 賃貸借契約の締結

- ・ 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産業者等に対し、

「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。

- 総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付け金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。なお、総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約となると考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については全て停止条件付きの契約とするとしている不動産業者等もあると考えられますのでご注意ください。
- 総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを市社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金(住宅入居費)が決定され、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

◆ 入居手続き

- 住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

◆ 住居確保給付金支給の決定

- 既に「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付して「住宅確保報告書」を「しえん」（自立相談支援機関）に提出してください。
- 「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて「常用就職届」、「職業相談確認票」が、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」等が交付されます。
- 住宅を確保している不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 初期費用、共益費、管理費等は住居確保給付金の対象外となり、ご自身でお支払い頂くことになります。一部支給の場合の実家賃との差額についても同様です。入居している住宅の不動産業者等と支払いについてご相談ください。
- 住居確保給付金は市から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- 臨時特例つなぎ資金の貸付を受けている者に対しては、償還について市社会福祉協議会の指示を受けることとなります。
- 総合支援資金（生活支援費）の申請をしている方は「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを市社会福祉協議会に提出してください。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

(2) 住宅を喪失するおそれのある方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を「しえん」（自立相談支援機関）に提出します。

◆ 入居住宅の貸主との調整

- 不動産業者等に「入居住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けてください。
- 住居確保給付金の支給額は月額家賃相当分となります。初期費用、共益費、管理費等は対象外ですので、ご自身でお支払い頂くことになります。あらかじめお支払い方法などをご相談いただくとスムーズです。また、家賃額の一部支給の場合も実家賃との差額はご自身でお支払い頂くことになります。なお、申請月以降に支払うべき家賃に充てるものであり、滞納した家賃へ充当することはできません。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- 不動産業者等から記載・交付を受けた「入居住宅に関する状況通知書」に賃貸借契約書の写しを添付し、「しえん」（自立相談支援機関）に提出してください。

◆ 住居確保給付金の審査・決定

- 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて「常用就職届」、「就職活動状況報告書」等必要に応じて交付されます。
- 入居している住宅の不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 住居確保給付金は市から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- 初期費用、共益費、管理費等は住居確保給付金の対象外となり、ご自身でお支払い頂くことになります。一部支給の場合の実家賃との差額についても同様です。また、住居確保給付金の振込日は賃貸借契約における家賃支払い日と異なります。上記について、入居している住宅の不動産業者等へご相談ください。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

◆ 総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

- 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みが可能です。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

⑦住居確保給付金受給中の求職活動等（義務）

＜離職・廃業・休業等（就労を目指す者）の場合＞

※ 以下の①～④の全てを行う必要があります

- ① 毎月2回以上、公共職業安定所等の職業相談等を受けること
- ② 毎月4回以上、自立相談支援機関の支援員による面接等の支援を受けること
- ③ 原則毎週1回以上、求人先へ応募・面接を行うこと
- ④ 自立相談支援機関によりプランが策定された後は、①～③に加え、プランに基づく常用就職に向けた求職活動等を、誠実かつ熱心に行うこと

＜休業等（事業再生等を目指す物）の場合＞

※ 以下の①～④の全てを行う必要があります

- ① 原則月1回以上、経営相談先の経営相談を受けること
- ② 毎月4回以上、自立相談支援機関の支援員による面接等の支援を受けること
- ③ 経営相談先の助言のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組みを行う
- ④ 自立相談支援機関によりプランが策定された後は、①～③に加え、プランに基づく常用就職に向けた求職活動等を、誠実かつ熱心に行うこと

※各種報告書・届出様式については、支給決定通知書を交付する際にお渡しします。

⑧受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6か月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を「しえん」（自立相談支援機関）へ提出してください。
- ◆ 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、住居確保給付金窓口に毎月提出してください。

⑨一定の要件を満たせば延長が可能です

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、延長・再延長することが可能です。

（要件）・受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること など

住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、収入と預貯金がかかる書類を準備して、「しえん」（自立相談支援機関）へお越し下さい。

⑩支給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合
 - ・ 受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、「しえん」（自立相談支援機関）の指導により同一の自治体内での転居が適当である場合
- ◆ 「しえん」（自立相談支援機関）に申請書を提出する必要がありますので家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類をご用意ください。

⑪住居確保給付金を中止する場合があります

- ◆ 毎月1回以上の「しえん」（自立相談支援機関）の支援員等による面接等を怠る方については、支給を中止します。
- ◆ 定められた求職活動等（⑦住居確保給付金受給中の求職活動等（義務）を参照）を行わない場合は、支給を中止します。
- ◆ 「しえん」（自立相談支援機関）が策定したプランに従わない場合は支給を中止します。
- ◆ 受給中に常用就職または就労の状況が以前と同じ状態に戻ったことにより、就労により得られた収入が一定額（P. 2の収入基準額）を超えた場合は、その収入が得られた月の支給から中止します。
- ◆ 受給中に常用就職したこと及び収入の報告を怠った場合は支給を中止します。
- ◆ 住宅を退去した者（大家からの要請の場合、「しえん」（自立相談支援機関）の指示による場合を除く。）については支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は支給を中止します。
- ◆ 上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合は支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合には「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

⑫住居確保給付金の再支給について

受給者が住居確保給付金の支給終了後に、新たに解雇（受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く）その他事業主の都合による離職、廃業（本人の責に帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く）もしくは就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減収しかつ、いずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過している場合には、支給要件に該当する者については、再支給することができます。なお、再支給に当たっては、常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加したあとに上記に該当したものに限りします。

⑬住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の受給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付を八千代市が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

お問い合わせ先

「生活・仕事・自立相談窓口 しえん」

場所 : 八千代市八千代台西一丁目1番地3 ソシアルビル 3階

相談時間: 午前8時30分から午後5時まで(平日)

TEL : 047-456-8141

